

鹿嶋市に建設工事の入札参加資格を申請する方へ

1. 社会保険加入の要件化について

建設業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険のことです）の加入促進のため、平成29・30年度から、建設工事入札参加資格の必要な資格として、社会保険等への加入義務がある建設業者（加入義務がない建設業者は除きます*）に対して、社会保険等加入を条件としています。

つまり、社会保険等に加入義務がある業者で未加入となっている場合は、入札参加資格の登録ができません。ご注意ください。

※ 法令に基づき適用を除外されている場合（建設国保や全国土木建築国保等の国民健康保険組合に加入）は社会保険等に加入しているものとみなします。

2. 申請受付業種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種になります。

格付けは、土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、管、舗装、水道施設の6種類となります。

3. 名簿の有効期間 …… 2年間（平成29・30年度）

平成31年5月31日まで（有効期間の始期については、「平成29・30年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編6入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

4. 名簿の公表

申請にかかる有資格者は、市建設工事等入札参加資格者名簿の登録をもって確定し、その名簿は閲覧することができます。

5. 格付け基準

鹿嶋市建設工事等入札参加者資格審査要項第8条の規定により決定します。

6. 名簿を共用する部局

鹿嶋市役所の各部局及び出先機関

7. 個別書類について

書類名	摘要
1. 個別書類チェック表（必須）	建設業許可番号・業者名を記入し、添付書類確認欄に○印をしてください。
2. 営業所一覧表* ¹ （必須）	名称、所在地、電話FAX等が確認できるもの。 <u>本店のみの場合でも提出してください。</u> (市指定の様式はありません)
3. 所在証明* ²	市内に支店・営業所等がある場合のみ。 (申請日より3か月以内に発行のもの)

*1)鹿嶋市に「法人の設立等に関する申告書」を提出した営業所等がある場合、その営業所等についても、営業所一覧表に記載してください。

*2)鹿嶋市長が発行する証明書を提出してください。なお、本店の場合は、他の書類で確認できますので、提出は不要です。

8. お問い合わせ先

鹿嶋市役所 総務部総務課 契約検査室

電話 0299-82-2911（内線229, 234）

FAX 0299-82-2934